

改正 平成30年3月19日環地温発第18031921号

改正 平成31年3月29日環地温発第19032930号

改正 令和2年4月1日環地温発第2004016号

改正 令和3年3月30日環地温発第21033033号

改正 令和4年4月1日環地温発第22040133号

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）（以下「補助金」という。）の交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、建築物等における ZEB 化等、レジリエンス強化等の促進、及び多様な業務用施設等の省 CO2 改修を促進し、ひいては業務その他部門の大幅な脱炭素化の実現に寄与することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

① 新築建築物の ZEB 化支援事業

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ 地方公共団体
- コ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

② 既存建築物の ZEB 化支援事業

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- エ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- キ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ 地方公共団体
- コ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

③ 既存建築物における省 CO2 改修支援事業

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- キ 地方公共団体
- ク 個人（ア～カと共同申請する者に限る）
- ケ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

④ 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

- ア 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、国立公園事業のうち、宿舎事業、休憩所事業、博物展示施設事業、案内所事業、野営場事業を執行する者
- イ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣の認可を受けて国立公園事業のうち、宿舎事業、休憩所事業、博物展示施設事業、案内所事業、野営場事業を執行する者
- ウ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）
- エ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑤ 上下水道・ダム施設の省 CO2 改修支援事業

- ア 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者
- イ 下水道管理者（下水道処理場における事業に限る）
- ウ 工業用水道事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者
- エ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）
- オ 地方公共団体
- カ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第15条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第11号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、2019年度（平成31年度）予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和元年度業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和元年度業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 令和2年度建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和2年度建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和3年度建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費								
<p>新築建築物の ZEB 化支援事業</p>	<p>①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB 化実証事業 災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い新築の業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の新築の業務用施設（宿舍等）において、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB Ready 以上の実現に必要な再生可能エネルギー設備、蓄電池、付帯設備、省エネ型の第一種換気設備その他高性能設備機器等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等を導入する事業。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。なお、新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業、被災等により建替え行う事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。</p> <p>②新築建築物の ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 ZEB の更なる普及拡大のため、新築 ZEB に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。なお、新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>								
<p>4 交付額の算定方法</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1603 593 1693" rowspan="2">延べ面積</th> <th colspan="2" data-bbox="600 1603 1283 1639">補助率等</th> </tr> <tr> <th data-bbox="600 1648 874 1693">①</th> <th data-bbox="880 1648 1283 1693">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1702 593 1888"> 2,000㎡ 未満 （上限3億円） </td> <td data-bbox="600 1702 874 1888"> <u>『ZEB』</u> 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2 </td> <td data-bbox="880 1702 1283 1888"> <u>『ZEB』</u> 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外 </td> </tr> </tbody> </table>			延べ面積	補助率等		①	②	2,000㎡ 未満 （上限3億円）	<u>『ZEB』</u> 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	<u>『ZEB』</u> 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
延べ面積	補助率等									
	①	②								
2,000㎡ 未満 （上限3億円）	<u>『ZEB』</u> 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	<u>『ZEB』</u> 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外								

2,000㎡ ~ 10,000㎡ (上限 5 億 円)		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000㎡以上 (上限 5 億 円)	地方公共団体 のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※本事業における ZEB の定義は以下とする。

A. 『ZEB』: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

B. Nearly ZEB: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

C. ZEB Ready: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

D. ZEB Oriented: 延べ面積 10,000 ㎡以上の建築物のうち、設計時において基準一次エネルギー消費量から 30%以上 (事務所等、学校等、工場等の場合は 40%以上) 削減 (再生可能エネルギー除く) となり、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表された未評価技術を導入する建築物。

※交付の対象となる ZEB は以下の通りとする。

①については A. ~C. のいずれかを満たす建築物。

②については A. ~D. のいずれかを満たす建築物。

・車載型蓄電池^{※1}については、蓄電容量(kWh)の 2 分の 1 に 4 万円/ kWh を乗じて得た額 (最新の経済産業省 CEV 補助金 (以下、「CEV 補助金」) の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。) とする。^{※2}

・充放電設備については、費用に 2 分の 1 を乗じて得た額 (最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。) とする。

・充電設備については、費用に 2 分の 1 を乗じて得た額 (最新の CEV 補助金の「補助対象充電設備一覧表」の補助金交付上限額を上限額とする。) とする。

※前年度から継続する事業については、上記に関わらず前年度の例による。

※1 車載型蓄電池 (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車) は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）上の離島においては、蓄電容量(kWh)の3分の2に4万円/kWh を乗じて得た額（上限額 100 万円）とする。

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費
既存建築物の ZEB 化支援事業	<p>①レジリエンス強化型の既存建築物 ZEB 化実証事業 災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い既存の務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の既存の業務用施設（宿舍等）において、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB Ready 以上の実現に必要な再生可能エネルギー設備、蓄電池、付帯設備、省エネ型の第一種換気設備その他高性能設備機器等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等を導入する事業。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。なお、被災等により改修を行う事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。</p> <p>②既存建築物の ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 ZEB の更なる普及拡大のため、既築 ZEB に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。なお、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業については優先採択枠を設ける。</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）</p>
4 交付額の算定方法		
延べ面積 2,000m ² 未満 (上限 3 億円)	補助率等	
	① 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	② 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外

	2,000㎡ ～ 10,000㎡ (上限 5 億円)	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
	10,000㎡ 以上 (上限 5 億円)	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※本事業における ZEB の定義は以下とする。

A. 『ZEB』: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

B. Nearly ZEB: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

C. ZEB Ready: 設計時において基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減 (再生可能エネルギー除く) し、かつ基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満削減 (再生可能エネルギー含む) となる建築物。

D. ZEB Oriented: 延べ面積 10,000 ㎡以上の建築物のうち、設計時において基準一次エネルギー消費量から 30%以上 (事務所等、学校等、工場等の場合は 40%以上) 削減 (再生可能エネルギー除く) となり、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表された未評価技術を導入する建築物。

※交付の対象となる ZEB は以下の通りとする。

①については A. ～C. のいずれかを満たす建築物。

②については A. ～D. のいずれかを満たす建築物。

- ・車載型蓄電池^{※1}については、蓄電容量(kWh)の 2分の 1 に 4 万円/ kWh を乗じて得た額 (最新の経済産業省 CEV 補助金 (以下、「CEV 補助金」) の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。) とする。^{※2}
- ・充放電設備については、費用に 2分の 1 を乗じて得た額 (最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。) とする。
- ・充電設備については、費用に 2分の 1 を乗じて得た額 (最新の CEV 補助金の「補助対象充電設備一覧表」の補助金交付上限額を上限額とする。) とする。

※前年度から継続する事業については、上記に関わらず前年度の例による。

※1 車載型蓄電池 (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車) は、外部給電が可能なもので、か

つ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）上の離島においては、蓄電容量(kWh)の3分の2に4万円/kWh を乗じて得た額（上限額 100 万円）とする。

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費
既存建築物における省 CO2 改修支援事業	既存の民間業務用建築物等に対し、30%以上の CO2 削減効果が得られる設備等を導入し、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）
4 交付額の算定方法 補助率 1 / 3（上限額 5,000 万円）		
	テナントビルにおいて 20%以上の CO2 削減効果が得られる設備等を導入し、テナントが入居する既存建物（以下テナントビルという）において、ビルオーナーとテナントが、環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、当該 GL 契約等に基づき設備改修を実施する場合に必要な設備等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）
4 交付額の算定方法 補助率 1 / 3（上限額 4,000 万円）		
	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 6 条第 1 項の規定により市町村が策定した「空家等対策計画」において、当該計画で対策の対象とする地区及び空家等の種類に該当する戸建等（店舗兼併用住宅を含む）で、本補助事業の実施後、業務用施設として利活用することが確定しているものにおいて、15%以上の CO2 削減効果が得られる設備等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）

	4 交付額の算定方法 補助率 1 / 3	
国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	国立公園の区域内において、自然公園法に基づき宿舎事業、休憩所事業、博物展示施設事業、案内所事業、野営場事業を営む施設を対象にインバウンド対応の改修(Wi-fi整備、トイレの洋式化、自社サイトの多言語化、案内表示の多言語化、客室の和洋室化等)の実施を要件とし、15%以上のCO2削減効果が期待される空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ(太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等)設備導入、EV充電設備導入等(設備費等。費用対効果で上限あり。)を導入する事業。 ※太陽光発電設備導入の場合、EV充電設備等導入に係る経費も支援。	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)ただし、インバウンド対応の改修に必要な経費を除く。
	4 交付額の算定方法 (1) 対象設備が太陽光発電設備である場合 補助率 1 / 3 (2) 対象設備が太陽光発電設備以外の場合 補助率 1 / 2	
上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業	上下水道(工業用水道施設含む)・ダム施設における小水力発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等を導入・改修する事業	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、事務費及びその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)
	4 交付額の算定方法 (1) 対象設備が太陽光発電設備である場合 補助率 1 / 3 (2) 対象設備が太陽光発電設備以外の場合 補助率 1 / 2	

【参考：工業用水道事業法第2条】

第二条 この法律において「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。

2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)をいう。

3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの総体をいう。

4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供

給する事業をいう。

5 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことについて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 701 536 797">号</th> <th data-bbox="536 701 1185 797">区 分</th> <th data-bbox="1185 701 1396 797">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 797 536 893">1</td> <td data-bbox="536 797 1185 893">5,000 万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1185 797 1396 893">6. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 893 536 990">2</td> <td data-bbox="536 893 1185 990">5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1185 893 1396 990">5. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 990 536 1079">3</td> <td data-bbox="536 990 1185 1079">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1185 990 1396 1079">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率												
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%												
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%												
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業実施要領第3(12)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要
 - (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
 - (2) 間接補助事業の名称
 - (3) 間接補助事業の概要
 - (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料